



広 報

# 千 波 湖

令和5年4月15日

水 土 里 ネット 千 波 湖  
千 波 湖 土 地 改 良 区  
〒310-0011

茨城県水戸市三の丸3-9-28

TEL 029-221-2621

FAX 029-221-2626

E-mail:senbako@ai.wakwak.com

## 土 地 改 良 区 の 概 要

	面積	組合員	総代	理事	監事	職員
田	1311 ha	1564名	48名	15名	4名	7名
畑	76 ha					



国営那珂川沿岸農業水利事業で改修工事が始まった大杉山揚水機場（三の丸）

### （ 主な項目内容 ）

理事長あいさつ・・・・・・・・・・	2	地区除外決済金について.....	6
令和5年度予算について.....	3	令和4年度の工事の状況について・	7
令和3年度決算について.....	4	国営茨城中部地区について.....	7
令和5年度賦課金について.....	5	国営那珂川沿岸について.....	8
賦課金の納入方法等について.....	5	改良区からのお願い.....	8
役員・総代改選のお知らせ.....	6	令和5年度の用水について.....	8



理事長 鈴木 將一

## 理事長あいさつ

春暖の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当土地改良区の事業並びに運営につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症もここにきて漸く終息の方向に向かっており、国において緩和策が打ち出され、元の生活に戻りつつあります。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻による原材料価格の高騰や円安等の影響により、我々の生活に大きな影響を与えております。農家にとりましても飼料や肥料の価格や電気料金の高騰など、大変厳しい状況になっております。今後の動向を注視してまいりたいと思います。

さて、第72回通常総代会が、令和5年3月17日に全員の方を参集して開催され、令和5年度予算など全17案件を提出し、全議案議決をいただきました。

新年度を迎え、皆様方に当土地改良区の近況について、ご報告申し上げます。

始めに、賦課金ですが、一般会計では、納税組合の廃止に伴い報奨金がなくなったことや役員・総代報酬を見直すことにより経常賦課金を10アール当たり5,000円から4,700円に減額いたしました。千波湖維持区では、管内のパイプライン機場が建設から30年を経過する機場が増えてまいりましたので、更新をしなくてはなりません。そのために共済賦課金を、10アール当たり300円から1,000円に増額しております。東大場維持区では、西脇水門の改修やパイプラインの漏水補修といった大規模改修がほぼ完了したことで、整備地区は10アール当たり5,100円から4,600円へ、未整備地区は、4,100円から3,600円へと減額しております。

国営茨城中部地区の大串下大野団地では、第1工区、第2工区に続いて令和5年度からは第4工区が新しいほ場で作付けが出来るようになります。工事としては第3工区の面工事を予定しております。次に、川又小泉団地は、換地計画の発表が行われ、換地原案が確定すれば、令和5年度から工事に着手することになります。島田団地は、換地計画原案の作成に入る予定で進められております。

本年度は役員・総代の改選の年であります。特に監事については、今回より員外監事を導入することになり、定数の見直しをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これからかんがい期に入りますが、ご承知のように昨今の異常気象により那珂川は渇水が頻繁に起こり、用水確保に苦慮しているところでございます。用排水の管理にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員皆様のますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げ挨拶いたします。



令和5年3月17日開催第72回通常総代会

## ◆ 令和5年度予算について

令和5年度の予算は以下の通りです。

会計	収入予算額		支出予算額			
	科目(款)	金額(円)	科目(款)	金額(円)		
一般会計	1	土地改良事業収入	66,917,000	1	一般管理費	129,362,000
	2	付帯事業収入	125,000	2	固定資産取得支出	1,001,000
	3	基本財産運用収入	10,000	3	基本財産積立支出	10,000
	4	特定資産運用収入	11,000	4	特定資産積立支出	2,061,000
	5	補助金等収入	1,000	5	他会計操出金	5,300,000
	6	寄付金収入	1,000	6	繰越金	1,000
	7	業務受託料収入	5,000,000	7	予備費	7,314,000
	8	雑収入	53,000			
	9	基本財産取崩収入	1,000			
	10	特定資産取崩収入	46,330,000			
	11	繰越金	26,600,000			
	<b>合計</b>	<b>145,049,000</b>	<b>合計</b>	<b>145,049,000</b>		
特別会計千波湖維持区	1	土地改良事業収入	58,780,000	1	土地改良事業費支出	169,286,000
	2	付帯事業収入	174,000	2	一般管理費	320,000
	3	基本財産運用収入	10,000	3	土地改良事業負担金支出	1,000
	4	特定資産運用収入	1,000	4	基本財産積立支出	10,000
	5	補助金等収入	15,875,000	5	特定資産積立支出	100,000
	6	交付金収入	41,581,000	6	繰越金	1,000
	7	雑収入	22,000	7	予備費	6,426,000
	8	基本財産取崩収入	1,000			
	9	特定資産取崩収入	5,500,000			
	10	繰越金	54,200,000			
	<b>合計</b>	<b>176,144,000</b>	<b>合計</b>	<b>176,144,000</b>		
特別会計東大場維持区	1	土地改良事業収入	12,671,000	1	土地改良事業費支出	29,338,000
	2	付帯事業収入	7,000	2	一般管理費	250,000
	3	基本財産運用収入	10,000	3	基本財産積立支出	10,000
	4	特定資産運用収入	5,000	4	特定資産積立支出	1,205,000
	5	補助金等収入	401,000	5	繰越金	1,000
	6	交付金収入	1,000	6	予備費	7,494,000
	7	雑収入	2,000			
	8	基本財産取崩収入	1,000			
	9	特定資産取崩収入	3,000,000			
	10	繰越金	22,200,000			
	<b>合計</b>	<b>38,298,000</b>	<b>合計</b>	<b>38,298,000</b>		

### ◇ 特別会計償還金・国営緊急農地再編整備事業(茨城中部地区)

(単位:円)

会計	地区名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
特別会計	償還金	川又平戸地区	8,366,000	8,480,000	△ 114,000
		東前地区	6,239,000	6,255,000	△ 16,000
		東前二期地区	3,673,000	3,550,000	123,000
		三原地区	22,920,000	22,174,000	746,000
	茨城中部	大串下大野団地	27,410,000	23,390,000	4,020,000
		大野団地	18,181,000	16,096,000	2,085,000
		川又小泉団地	5,077,000	7,893,000	△ 2,816,000
		塩崎団地	9,182,000	7,963,000	1,219,000
		島田団地	3,354,000	3,354,000	0

## ◆ 令和3年度一般会計決算について

款	収入決算額		支出決算額	
	項別	金額(円)	項別	金額(円)
1 経常経費	1 賦課金	64,971,055	1 事務費	62,149,831
	2 財産収入	464,680	2 総代会費	18,400
	3 寄付金及び負担金	6,669,220	3 選挙費	0
	4 繰入金	0	4 財産管理費	551,920
	5 受託費	0	5 負担金及び寄付金	1,092,180
	6 繰越金	25,268,919	6 事業推進費	28,533
	7 雑収入	503,287	7 諸費	1,401,364
			8 繰出金	2,350,000
			9 予備費	0
	合計	97,877,161	合計	67,592,228
2 千波湖維持区	1 賦課金	36,621,332	1 水路費	11,260,961
	2 補助金	35,129,000	2 揚水機場費	34,764,426
	3 寄付金及び負担金	12,277,729	3 管理費	7,534,740
	4 使用料	1,907,250	4 千波湖管理費	0
	5 繰入金	15,000,000	5 事業費	44,860,200
	6 繰越金	30,306,167	6 負担金及び寄付金	1,318,796
	7 雑収入	259,340	7 諸費	866,301
			8 繰出金	27,000
			9 予備費	0
	合計	131,500,818	合計	100,632,424
3 東大場維持区	1 賦課金	13,548,219	1 水路費	1,151,603
	2 補助金	7,387,346	2 用排水費	8,272,966
	3 寄付金及び負担金	21,258	3 管理費	1,465,372
	4 使用料	4,050	4 事業費	13,574,000
	5 繰入金	5,000,000	5 負担金及び寄付金	0
	6 繰越金	15,399,483	6 諸費	183,911
	7 雑収入	173,024	7 繰出金	1,200,000
			8 予備費	0
		合計	41,533,380	合計
	<b>収入合計</b>	<b>270,911,359</b>	<b>支出合計</b>	<b>194,072,504</b>
	収入支出差引残金	76,838,855 円也	令和4年度へ繰越	

## ◆ 財産目録

(令和4年5月31日調製)

資産の部		負債の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
1. 流動資産	195,704,369	1. 固定負債	179,187,973
(1) 現金及び預金	188,787,175	(1) 公庫資金等借入金負債	116,766,470
(2) 未収賦課金	6,917,194	日本政策金融公庫借入金	116,766,470
(3) 短期未収金	0	千波湖南部地区	0
2. 固定資産	980,818,534	川又平戸地区	39,298,859
(1) 有形固定資産	228,064,438	東前地区	13,269,262
(2) 無形固定資産	5,353,580	東前二期地区	11,753,386
(3) その他固定資産	747,400,516	三原地区	52,444,963
		(2) 引当金	62,421,503
		役員退任慰労金	801,306
		職員退職給与金	61,620,197
<b>資産合計</b>	<b>1,176,522,903</b>	<b>負債合計</b>	<b>179,187,973</b>

## ◆ 令和5年度組合費の賦課、徴収の方法について

令和5年度の賦課金は次のとおりです。

賦課種別		賦課率 (10a当たり)	賦課期日	納期限	備考		
経常賦課金	前期	全地域 4,700円	4月14日	5月1日	賦課金を二分し徴収。但し、1,000㎡以下は前期で徴収。		
	後期			10月31日			
千波湖維持区	千波湖維持区	3,100円		5月1日			
東大場整備地区	東大場維持区	4,600円					
東大場未整備地区	東大場維持区	3,600円					
パイプライン共済	千波湖維持区	1,000円					
陸田設置賦課金	千波湖維持区	9,000円		10月13日	10月31日		
	東大場維持区	3,000円					
事業地区償還金	川又平戸地区	7,000円					
	東前地区	5,500円					
	東前二期地区	7,500円					
	三原地区	5,000円					
茨城中部地区 事前積立金	大串下大野団地	3,000円					
	大野団地	5,000円					
	塩崎団地	3,000円					

**賦課金は納期限までに必ず納めましょう !!**

## ◆ 賦課金の納入方法等について

1. 納入場所 …… 千波湖土地改良区、水戸市会計課取扱金融機関、JA水戸常澄大洗支店
2. 口座引落 …… 県内のJA、常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合
3. 督促状の発送及び発送後の納入方法  
定款の定めるところにより、督促状は納期限後60日以内に発送することになっています。発送致しますと滞納日数に応じて100円につき1日4銭の延滞金及び督促手数料100円を過怠金として徴収することになります。  
なお、督促状発送後に納入するときは、当土地改良区以外の機関では納入できません。

☆ お知らせ ☆

**令和5年度より全て個人納入となります!!**  
**口座引落を希望される方は、土地改良区へご連絡をお願いします。**

## ◆ 組合員の資格取得・喪失の届出及び賦課金の賦課方法について

組合員は、耕作地の全部又は一部を取得又は喪失(権利異動)した場合、法の定めるところにより、当事者からの届出を受理することによって、取得者に賦課できることとなりますので、速やかに届出て下さい。

毎年4月1日現在の土地台帳を基準として賦課しています。これ以降に届出された場合、その年度の賦課金は、相互で清算をしていただくこととなります。

農業委員会への手続きだけでは、土地改良区の土地台帳は修正されませんので、ご注意ください。

## ◆役員・総代の改選のお知らせ

### ◇ 総代(定数50名)

当土地改良区の総代の任期は、令和5年10月21日をもって満了となります。これに伴い、総代選挙が執行されることとなります。

選挙人名簿については、令和5年9月1日現在で調製しますので、組合員に交替があった場合は、速やかに組合員資格得喪通知により届け出をされるようお願いいたします。

各選挙区から選挙すべき総代の定数は次のとおりです。

選挙区	選挙区域	総代数
第1選挙区	水戸市 浜田町、浜田、東桜川、若宮町、渋井町、吉沼町、西大野、東大野、坏大野、中大野、谷田町、酒門町	13人
第2選挙区	水戸市 下大野町、小泉町、川又町、平戸町、塩崎町	16人
第3選挙区	水戸市 六反田町、栗崎町、東前町、大串町、島田町	11人
第4選挙区	水戸市 大場町、森戸町、下入野町、秋成町、元石川町 茨城町 下石崎	10人

### ◇ 役員(理事15人、監事3名)

当土地改良区の役員(理事・監事)の任期は、令和5年11月21日をもって満了となります。

役員については、各被選任区につきその区域に所属する組合員の中から選任され、推薦会議において被選任人として推薦されたものを総代会で決定することとなります。

なお、今回より監事は員外監事の導入に伴い定数を3人(うち、員外監事1人)に変更しております。

各被選任区から選挙すべき役員の定数は次のとおりです。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事数	監事数
第1被選任区	水戸市 浜田町、浜田、東桜川、若宮町、渋井町、吉沼町、西大野、東大野、坏大野、中大野、谷田町、酒門町	4人	1人
第2被選任区	水戸市 下大野町、小泉町、川又町、平戸町、塩崎町	5人	
第3被選任区	水戸市 六反田町、栗崎町、東前町、大串町、島田町	3人	1人
第4被選任区	水戸市 大場町、森戸町、下入野町、秋成町、元石川町 茨城町 下石崎	3人	

## ◆ 地区除外決済金について

土地改良区内の農地を農地以外に転用する場合には、地区除外の申請をして意見書の交付と同時に、決済金納入の手続きをして下さい。

公共事業(道路、学校用地、公園等)用地として買収され転用される農地についても、決済金が掛かりますので、注意して下さい。

この手続きをしないと賦課金が掛かりますので、忘れずに申請して下さい。

なお、令和5年度の決済金は次のとおりですが、特別会計(償還金)地区は、それぞれの地区の決済金に全地域の決済金を併せた金額となります。

令和5年度地区除外決済金(10a当たり)

地区名	決済金(円)	
千波湖維持区	84,250	
東大場維持区	46,380	
川又平戸	一般(全地域)	38,750
	パイプライン設置	22,410
	用水整備	4,950
東前	30,150	
東前二期	61,800	
三原	96,090	

## ◆ 令和4年度工事施工状況（主なもの）

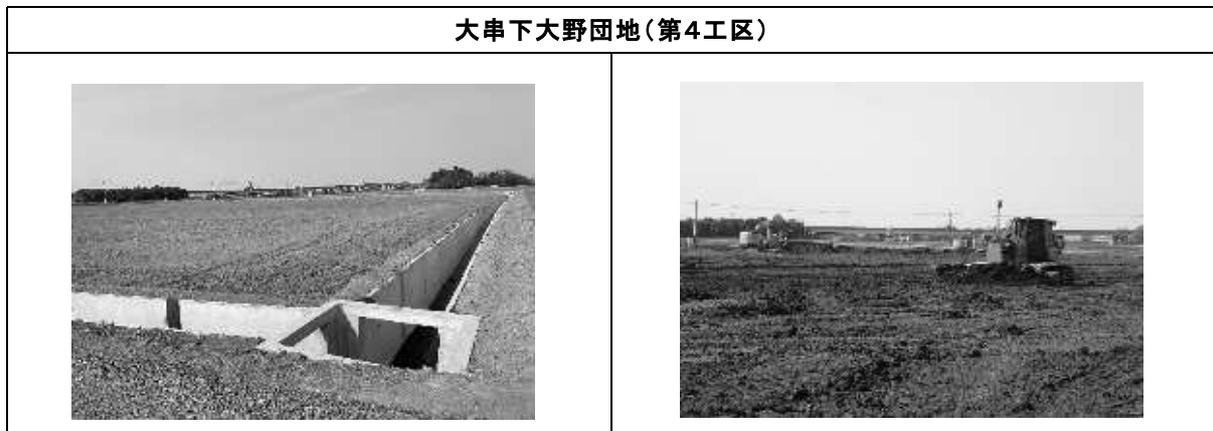
令和4年度に実施した主な土地改良事業については、以下のとおりです。

事業名	地区名	施工場所	事業内容	事業費(円)
県営経営体育成 基盤整備事業	三原	塩崎町	道路整備等	5,000,000
維持管理適正化事業	千波湖南部第1排水機場	島田町	ポンプ設備更新	32,682,100
県単土地改良事業	2号用水大野3期	西大野	用水路整備工事	22,009,900
	谷田機場	谷田町	吸水管更新	448,800



## ◆ 国営緊急農地再編整備事業（茨城中部地区）について

国営緊急農地再編整備事業茨城中部地区の当土地改良区管内の工事状況は、塩崎団地、大野団地、大串下大野団第1、第2工区に続いて今年度から大串下大野団地第4工区が新しいほ場で作付けが出来るようになります。



## ◆ 節電協力をお願い

電気料金の高騰により、当土地改良区の財政が逼迫しております。当土地改良区管内には、約50箇所のパイプライン機場があります。

この内、約半数のパイプライン機場では、6月以降の運転を1日おきや週4回の運転で対応して頂いております。

本年度も協力をお願いすると共に、実施されていない地区においては、是非検討をお願いいたします。



## ◆ 国営那珂川沿岸農業水利事業について

国営那珂川沿岸農業水利事業では当土地改良区の基幹施設の改修が行われております。

大杉山揚水機場下部工事(三の丸)	備前堀護岸改修工事(六反田町)
	

## ◆ 地元(集落)で行う工事に対する助成について

用排水路の管理は、土地改良区が管理する場所と地元で管理する場所が決められています。

地元で管理する場所を工事や補修する場合、事前に当土地改良区に地元の総代等から申請をして下さい。土地改良区から工事に対する補助や材料の支給を受けられます。

## ◆ 水難事故防止について

かんがい期間中は、用水路や調整池は満水の状態になります。

水難事故を未然に防ぐために、危険な箇所では遊ばせないようお子様方へのご指導・ご協力をお願いします。

## ◆ ホームページ開設のお知らせ

当土地改良区のホームページを開設しました。用水状況のお知らせ、各種申請用紙のダウンロードも出来ますので、ご活用下さい。

## ◆ 令和5年度の用水について

令和5年度の用水開始及び用水停止については、以下のとおりです。

なお、パイプライン機場の運転開始日等については、各地区の管理組合にお尋ね下さい。

		内 容	月 日			内 容	月 日
千波湖維持区		柳堤堰閉鎖日	4月13日(木)	東大場維持区		山崎機場 運転開始	4月15日(土)
		大杉山機場 運転開始	4月21日(金) 6月以降降水曜日運休			用水終了日	8月25日(金)
		水路清掃 のための断水	7月1日(土)午後3時 ～2日(日)				
		用水終了日	8月31日(木)				

※ 天候により期間を伸縮する可能性があります。